

公益通報者の保護について

【相談・受付窓口】

1 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。)にする場合

<書面及び面談>

〒105-0001

東京都港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル3階

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

総務部総務課長 宛

<電話>

03-5472-7101(代) (9時30分から18時15分まで受付) ※土、日及び祝日を除く

<電子メール>

koueki@yuchokampo.go.jp (24時間受付)

2 外部窓口にする場合

株式会社ディー・クエスト

<電話>

0120-783-805(フリーダイヤル)

(通報時は、3桁の機構コードと機構名をオペレーターにお伝えください。)

(9時30分から18時30分まで受付) ※土、日、祝日及び年末年始・夏季休暇を除く

<電子メール>

yuchokampo@dqhelpline.jp (24時間受付)

<ホームページ>

<https://i365.helpline.jp/yuchokampo/site> (24時間受付)

(電話受付用機構コード並びにホームページ受付用の共通ID及びパスワードは、以下の留意事項1に示す対象者へ周知済である。)

【留意事項】

- 1 公益通報は、「機構の職員」「労働者派遣契約に基づいて機構の業務に従事する派遣労働者」及び「機構との請負契約その他の契約に基づいて他の事業者が事業を行う場合における当該事業に従事する者」が行うことができます。
- 2 公益通報は、書面、電話、電子メール及び面談により行ってください。ただし、外部窓口に通報するときは、電話、電子メール及びホームページになります。
- 3 公益通報に当たっては、通報対象事実等の内容を具体的に示すようお願いいたします。

【関係規程】

[独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構公益通報者保護規程（リンク）](#)